

新生児誕生お祝い宮代産米贈呈事業のご案内です

新生児の誕生を “みやしろ産米”でお祝いします！

担当 産業観光課農業振興担当(庁舎2階⑭窓口)
TEL 0480-34-1111(内線262)

宮代町では、地産地消の推進と子育て世帯への応援のため、お子さんの誕生のお祝い品として“みやしろ産米”を贈呈します。

1. 対象となるお子さん

平成29年4月1日以降に生まれたお子さんで、宮代町内に引き続き居住し、かつ、町の住民基本台帳に登録されている方です。

2. 贈呈するお米

宮代産特別栽培米コシヒカリ（新生児1人につき20kg）

※埼玉県特別栽培農産物認証制度に基づく認証を受けた特別栽培米で、一般のお米に比べて化学肥料や農薬の使用量を半分以上に削減して栽培されたお米です。



3. 申請できる方

お子さんと同一世帯の方で、お子さんが生まれた時点で宮代町内に住所を有している方です。

4. 申請の手続

●いつまでに

お子さんの出生の届出日から90日以内

●どこへ

出生の手続の後、産業観光課農業振興担当（庁舎2階⑭窓口）で申請してください。

●どのように

別紙「宮代町新生児誕生お祝い宮代産米贈呈申請書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

- 〈必要なもの〉
- ・ご印鑑（認印）
 - ・母子手帳

5. お米の引換券

提出していただいた申請書等を確認させていただき、可否を決定の上通知します。

なお、後日「お米引換券(5kg券×4枚)」と「贈呈決定通知証(カード)」をお渡しします。

6. お米の受取方法

●どこで

農産物直売所「新しい村森の市場結」(TEL 0480-36-3955 宮代町字山崎 777-1)

●どのように

森の市場結精米コーナーにて「贈呈決定通知証(カード)」を提示していただき、引換券1枚につきお米5kgをお受け取りください。

●いつから

「お米引換券(5kg券×4枚)」と「贈呈決定通知証(カード)」は、受け取られた日からお使いいただけます。

●いつまでに

お米の引換えの期限は、「贈呈決定通知証(カード)」に記載された決定年月日から1年以内です。ご確認の上、ご利用ください。